

第 8 回社会保障審議会医療部会 (21.7.9) における主なご意見

1. 診療報酬関係

① 産科・小児科、救急医療関係

- ・救急や産科・小児科のあり方について、骨太では、「選択と集中」とあるが、1 箇所を集めていくことに関しては一概にこれがいいとは限らない。点だけではだめで面として整備していかなければならない。
- ・DPCにおいて、小児医療を機能評価係数により評価してほしい。
- ・病院の小児科は不採算。大きな拠点病院を持てばよいというが、地方では、結局その病院に行くのに3時間も4時間もかかってしまう。小児科を手厚くしないと地域格差が広がってしまう。
- ・在宅介護は高齢者だけのものと捉えられがちだが、そこに小児も入れて欲しい。小児の長期に入院している患者は、いわば福祉であり、こういった患者のレスパイトを医療保険で見ることができれば、病院に行く必要がなくなり、小児の病棟が長期入院の患者で一杯になることはなくなる。
- ・小児を含めた在宅医療が大きな問題。在宅医療を支える視点で、ショートステイを医療において導入していけばよいのではないか。

② 外科

- ・医師が増える中で、外科医は話題の産婦人科医以上に減っている。ハイリスクローリターンで、つぶしもきかない。様々な原因があるが、診療報酬の手術手技料の点数が低すぎるので上げてほしい。

③ 精神科

- ・精神の入院基本料は低い。(15対1の場合)結核より860円も安い。検証して欲しい。

④ 歯科医療

- ・地域歯科医療は平成 18 年度診療報酬改定で疲弊し、現在、崩壊の危機に瀕している。歯科医療が全身的な健康状態の改善に寄与することは、多くのエビデンスによって明確になってきている。また、地域医療における医科・歯科・調剤の連携は重要であり、特に高齢者の在宅医療においては、医科等からのオファーがあれば、連携できる体制を歯科は整えつつあるので、その推進を検討されたい。

⑤ チーム医療

- ・30 種くらいの職種によって医療がなされているが、それぞれの評価がなされて

いない。前回改定において、事務クランクや臨床工学技士、MSWの退院支援などは評価されたが、まだたくさんある。

⑥ 勤務医負担軽減

- ・医療セクレタリィーは、その費用を診療報酬で見ないと定着しない。
- ・医師不足の問題について、安心・安全を前提とした上での役割分担の推進が必要。通知により、実力のあるナースには、トリアージや外来を任せられるようになってきているので、今後、評価の対象になるのではないか。
- ・奈良県の裁判で判決が下され、時間外勤務に対する給与支払が命ぜられたが、これを支払うとなると病院経営に大きな影響が出る。この判決により、地域の入院医療はどんどん崩壊していく。入院基本料を増点してほしい。

⑦ 医療安全

- ・医療安全確保については、医薬品をどうコントロールするのかという視点が重要。情報提供・品質管理など医薬品を安全に提供できる体制を構築すべき。

⑧ 有床診療所

- ・6月中旬に有床診療連が要望を出していたが、これは前向きに評価してもよいのではないか。

※診療報酬に関する要望内容

- ・入院基本料の全体的な引き上げ
- ・入院基本料の逡減制の変更
- ・2段階の看護配置基準を、4人未満、4～7人未満、7人以上の3段階に変更し、実態に近い評価に変える
- ・複数医師配置加算の引き上げ
- ・入院時医学管理加算の新設

⑨ 財源

- ・財源の確保は重要であるが、国民に負担を求めることになる。透明性・質の確保が必要。
- ・地域医療が崩壊しているのは共通の認識で、これには診療報酬の大幅引き上げが必要。前回の診療報酬改定では、医療部会で出された問題について、中医協で議論しようとしたら、やることは沢山あるのに財源が少なかった。財源の議論が必要だ。

⑩ 効果的・効率的な医療

- ・医療の現場も疲弊していると言うが、日本経済全体が疲弊している。そういう中で補正予算で社会保障については大きく措置されているが、これは借金で賄われ

ており、有効な使い方をするべき。地域医療のネットワークを構築する際、医療機関ごとに役割を明確にし、「選択と集中」により、効果的・効率的な医療の仕組み作りを議論していくべきである。将来世代にツケを回してはならない。

⑪ その他

- ・診療報酬の算定根拠が国民からみると不明確。例えば社会保険病院などは経営努力で黒字になったが、また赤字になってしまった。これでは改定がおかしいと判断せざるをえない。中医協にしてもタウンミーティングをするなど、国民に開かれた会議にするべき。

2. 診療報酬関係以外

① 医療部会における議論のあり方等について

- ・平成 20 年度診療報酬改定の際に、患者からみてわかりやすいなどの 4 つの視点に緊急課題を加えて基本方針を決めたが、中医協での検証結果等を踏まえて、医療部会でもこの 4 つの視点がどうなったかの検証が必要。
- ・医療部会の位置づけは、診療報酬の議論だけをするという位置づけではなく、医療の提供体制についても議論する場であり、開催を多くして欲しい。
- ・診療報酬と医療提供体制の話はかぶるところもあれば別の面もある。両者をキチンと分けて議論すべき。
- ・落としどころを考えながらの議論が必要であり、すべての要望には応えられないのではないか。状況が改善するにはかなり時間がかかり、すぐに解決できるという幻想は持たないでほしい。
- ・我々は努力していく姿勢が大事で、この議事録を読む人から「またこんな意味のない議論をして」と思われなければならない。
- ・今回の発言を踏まえ、今回はさらに進化した議論をすべき。

② 医療のあり方全般

- ・医療は提供者だけではなく国民のためであるし、医療は消費ではない。医療を社会の再生産・投資と考えていくべきである。
- ・これまで、機能分担や透明性の確保を進めてきたが、それらによる問題も顕在化してきている。
- ・中期プログラムの安心強化の 3 原則の中に、安心と責任のバランスとあるが、現時点ではバランスが欠けていると認識。権利と義務のバランスがとれておらず、医師の権利が守られていない。医師に期待されるのはありがたいが、医師も人間。例えば、総合医的な機能を求めると、知識が浅くなってしまう。DPCなどは、ごくわずかの者しか分からないテーマを議論している。昔は、中小病院などが総合医的な役割を多少は担いかなりの部分の対応ができていたと思うが、信頼関係

の上に成り立っていた。それが地域医療崩壊で崩れてしまった。

- ・機能分担を進めると、シームレスではなくなる。事務クランクを進めると、責任の問題でトラブルが発生する。訪問看護で解決できる問題は多いが、実際にやってみると、役割分担の問題で訪問看護ステーションは崩壊。透明性といわれても、とても対応できない。
- ・現状の医療崩壊は、国民含め各々が反省すべき。本気で取り組んで10年経ってやっとどうにかなるかというものだと思う。

③ 産科・小児科、救急医療関係

〔全般〕

- ・骨太2009では特に小児科・救急など「ほころび」の修復が唱われている。そのなかで勤務医の負担を軽減する上での役割分担、また、地域におけるそれぞれの施設・機関の役割について、どのようにこれらを組み直していくかが課題。
- ・女性医師の結婚産休問題で、小児科・産科などは減っている。報酬を上げればよいというものではなく、就労支援の取組が必要ではないか。

〔産科〕

- ・周産期母子医療センターの指定基準の見直しが遅れている。具体的内容を明示してほしい。
- ・ハイリスクの出産を産科医が時間をかけて対応できるようにするために、助産師がノーマルな出産やローリスクな出産を取り扱うことの推進が必要。

〔救急医療〕

- ・救急の入口において軽症患者が多い。小児は「#8000」があるが、大人についても相談できる場が必要。診療報酬で対応すべきとは思わないが、予算上で措置すべき。
- ・救急医療体制の資料に、精神科救急も位置づけて欲しい。

④ 歯科医療について

- ・今回「骨太の方針2009」のなかに「8020運動」の推進が明記されたことは画期的である。「8020運動」が健康寿命の延伸に貢献できることから、財政的支援が必要である。

⑤ 精神医療について

- ・医療観察法では、指定入院医療機関の整備が遅れて、300床くらい足りない。現実には、鑑定入院で引き受けた病院が継続して受け入れている。

⑥ 総合医関係

- ・総合的な視点に立った医師、病院を確立し、地域医療の入口としての役割を担ってもらいたい。保健指導とのつながりにより、保険者にとって重要なパートナーとなる。
- ・全人的、診療科横断的な「総合診療医」の育成が必要であり、医学部のカリキュラムの充実、診療科の標榜、研修の財政支援を行うとともに、登録医制度については、モデル事例から始めて、普及度合いも見ながら、多面的に考えていくべき。ドイツでは、専門医としての「一般医」が存在し、国民から期待と信頼を得ている。

⑦ 勤務医負担軽減

〔職種ごとの役割分担〕

- ・職種ごとの役割分担について医政局長通知を出されているが、現場ではなかなか進まないの、立法化してもう少し拘束力を強くしてほしい。

〔医師の加重労働〕

- ・医師の超過勤務は恒常的だ。経営上の都合ではなく、実態として医師が足りていない。そのため超過勤務となり、労働基準法に抵触した場合、労働基準監督署から指導されてしまう。

⑧ 医師不足・医師偏在

- ・へき地の医療は敬遠する人も多く、医師確保が大変。
- ・医療崩壊は、地域医療の崩壊が大きい。主として地方の公立病院、次が、大学病院。教育、臨床、研究と3つの役割を担っているが、独法化により臨床に偏ってしまっている。研修医も大学離れの傾向にあり、医療のトップランナーが危機に至っている。
- ・予算・診療報酬だけで医師不足は解消できない。地域医療計画の中に必要な診療科ごとの医師数を盛り込む等も検討すべき。
- ・医師偏在の問題で、以前、医療部会において管理者要件の議論をしたが、今後、議論を再開してはどうか。

⑨ 補助金

- ・地域再生基金に関して、産科・小児科は大切であるが、いろいろな疾患があることから4疾病5事業にも使えることをわかりやすく明示してほしい。
- ・様々な補助金があるが、補助が全額ではなく病院も持ち出しが必要になっており、病院経営は厳しいなかでは活用できない。
- ・地域医療再生基金は県ごとに自由に決定できるが、関係団体や医師会とよく相談

して決めていって欲しい。

- ・医師へ手当を直接支給する補助金があるが、就業規則の改正が必要であり、使いづらい。病院のフリーハンドで使えるようにして欲しい。
- ・地域医療再生基金については現場からの積み上げでやるしかない。
- ・地域医療再生基金により、施設や運営費については手当ができるが、問題は人材確保と診療報酬の見直し。この問題が解決されない限り、地域医療再生基金では中核的な医療機関にしか事業化をお願いできない。

⑩ その他

〔国民へのわかりやすさ〕

- ・医療の「見える化」をするべき。そのためにはデータを集めることが必要。
- ・質や安心の確保が重要だが、安心と医療のビジョン具体化懇談会の中間とりまとめを見ても具体的ではない。国民にわかりやすく説明することが必要。
- ・適切な情報を患者に迅速に提供することが求められている。

〔患者負担について〕

- ・患者負担3割は、限界まできている。
- ・一律3割の制度に疑問を感じる。高額療養費制度もあるが、これは前年度の所得に応じてのもの。病気になり働けなくなって子供もいるような場合、その時点で3割の支払いは困難になる。
- ・日本はOECD諸国に比べ、患者負担は10%ほど高い。したがって患者負担を増やす方向ではだめで、国民から広く薄く求めることが必要である。

〔その他〕

- ・死亡者が増加しているので、看取りについても迅速に対応してほしい。
- ・医師は患者を診たくて医師という職業に就いており、医師がマネジメント感覚を持っているかというのは疑問。